回　覧

対象防衛関係施設地域における小型無人機等の飛行について（お知らせ）

酷寒の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、駒門駐屯地への格別のご愛願及びご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度、駒門駐屯地は平成２８年３月１８日に公布された「重要施設の周辺地域における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に基づき、対象防衛関係施設として令和５年１月２０日に指定され令和５年１月３０日より同法律が適用されることとなりました。
つきましては、別紙において、対象防衛関係施設地域における小型無人機等の飛行について回覧により皆様へ周知させていただきたくお知らせいたしました。
お多忙のところ恐縮では御座いますが、ご確認下さいますようお願い致します。
略式ながら書面にてお知らせいたします。

令和５年１月２０日
駒　門　駐　屯　地

対象防衛関係施設地域における小型無人機等の飛行について

駒門駐屯地
令和５年１月２０日

対象防衛関係施設に指定されます。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号）第６条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示されました。

駒門駐屯地は令和５年１月２０日指定・告示され令和５年１月３０日より施行されます。

本法の規制対象となる小型無人機は次の通りです。

1　小型無人機（いわゆる「ドローン」等）

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの。

2　特定航空用機器

航空法（昭和27年法律第231条）第2条第1項に規定する航空機以外

―　例　（抜粋）

○　操縦装置を有する気球

○　ハンググライダー（原動機を有するものを含む）

○　パラグライダー（原動機を有するものを含む）

○　回転翼の回転により生づる力により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができ、操縦装置を有し人が飛行することができるもの。

○　下方へ噴射する気体の圧力の反作用により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができ、操縦装置を有し人が飛行することができるもの。

飛行可能な場合

ただし、以下の表に揚げる場所においては、それぞれ以下に揚げる小型無人機等の飛行を行うことが可能な場合があります。

場　所	可能な飛行
対象防衛関係施設の敷地（駒門駐屯地）又は区域の上空	● **原則飛行禁止です。** 自衛官が、訓練等の為に、対象防衛関係施設の管理者（駒門駐屯地司令）の同意を得た者が小型無人機等の飛行を行う場合があります。 また、対象防衛関係施設の管理者（駒門駐屯地司令）の同意を得た駐屯地の事業に関する飛行の場合もあります。
対象防衛関係施設の敷地（駒門駐屯地）又は区域の周囲おおむね３００メートルの地域の上空	● **原則飛行禁止です。** ○　対象防衛関係施設の管理者（駒門駐屯地司令）の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行 ○　土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行 ○　国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行 <u>上記の飛行において</u> ＊　管理者（駒門駐屯地司令）の同意申請と警察への通報が必要になります。 その際、自衛官等の操縦者の位置での立会を求める場合があります。 飛行計画の提示等の確認が必要になります。（本人確認、機体確認、飛行時間、飛行経路、飛行目的等） ＊　場合によっては、撮影映像の確認・提供等求める場合があります。

飛行の手続きを行う場合

飛行を行う場合の手続詳細は、国土交通省ホームページ及び防衛省・自衛隊：小型無人機等飛行禁止法関係（対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空及び対象防衛関係施設の敷地又は区域の周辺おおむね３００ｍの地域の上空）

手続きに必要な期間（自衛隊施設）

対象防衛関係施設に指定された自衛隊施設

○　対象施設周辺地域の上空において小型無人機等の飛行を行う方は、**10日開庁日（土日・祝日を除く）前**までに対象防衛施設の管理者（駒門駐屯地司令）の同意に係る申請を行ってください。

受付時間は、平日（祝日除く）０８１５～１７００までの間です。

罰　則

○　所要の手続きを踏まづに対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者

○　本法第11条第1項による警察官、自衛官、海上保安官の命令に違反した者

「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられます。

自衛官の行動

規定に違反して小型無人機の飛行と認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることができる。当該対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲おおむね３００メートルにおいても、警察官等がその場にいない場合に限り、同様の措置をとることができます。

細部は、**重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（対象施設の安全の確保のための措置）第１１条**
平成２８年法律第９号

関係法令・関係省令

・重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
・防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則

小型無人機等の飛行の制限

● **対象防衛関係施設の敷地内及び区域の上空**

対象施設の区域　：原則禁止（自衛官の訓練や、駐屯地の事業等のため）
○　駒門駐屯地司令の同意を得た者
（警察に通報が必要です。）

● **対象防衛施設の敷地又は区域の周囲おおむね300メートルの地域の上空**

対象施設の周辺地域　：原則禁止
○　駒門駐屯地司令の同意を得た者
（警察に通知が必要です。）
○　土地の所有者・占有者（正当な権限を有するものに限る。）又はその同意を得た者
（自衛隊及び警察に通報が必要です。）
○　国又は地方公共団体の業務を行う者
（自衛隊及び警察に通報が必要です。）

連絡先（担当）

1　駒門駐屯地の住所
静岡県御殿場市駒門5番地の１

2　連絡先
機甲教導連隊　司令職務室　司令職務室長
０５５０－８７－１２１２　（内線２０１）
機甲教導連隊　第3科　警備班
０５５０－８７－１２１２　（内線２０７）

陸上自衛隊駒門駐屯地周辺地域
（静岡県御殿場市駒門５－１）

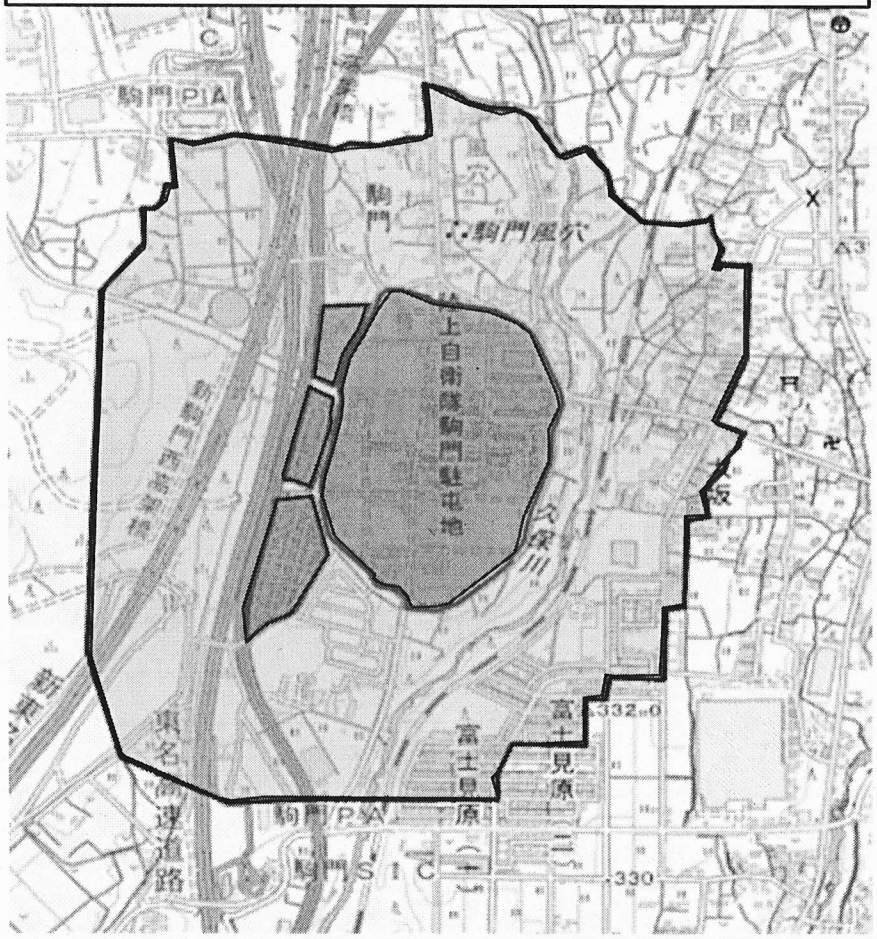

この地図は、縮尺２万5,000分の１の地図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合は、対象施設の管理者にお問い合わせください。